

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 14 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 11 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、昭和45年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から45年9月まで

私は、20歳になったら国民年金に加入することが義務だと思っていたので、20歳になってすぐに、自分で国民年金の加入手続を行ったと思っていた。

国民年金に加入した当初から自分で国民年金保険料を納めていたが、領収書を紛失したので心配になり、A市役所に相談に行ったことを憶えている。その時に、「この手帳とこれからの領収書を持っていれば大丈夫です。」と言われたことを憶えている。

初めからなのか途中からなのかははっきりとは憶えていないが、領収書が残っている分より前から納めていたことは確信している。

納付場所は、A市役所の窓口である。納付金額は憶えていないが、2か月に1回、期限内に納めていたので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き未納は無い上、申立期間後の被保険者資格の種別変更手続も適正に行っていることから、国民年金保険料の納付意識は高いものと考えられる。

また、申立期間のうち昭和45年4月から同年9月の国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（45年7月）で現年度納付が可能であり、納付方法等に関する申立人の証言内容にも不整合な点はみられないことから、納付されたもの考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち昭和44年9月から45年3月の国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で過年度保険料

となり、申立人は「A市役所の国民年金の窓口で納付した。」と述べているが、A市は「申立期間当時において過年度保険料の収納は行っていなかった。」と回答していることから、納付されたものとは考え難い。

なお、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から 63 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から 63 年 2 月まで

私は、国民年金以外でも、支払いを滞納したことはない。離婚や引っ越し等により書類は残っていないが、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る戸籍の附票を調査した結果、申立期間中に住所の移動が確認されたため、当該移動先市町村に照会を行ったところ、同市町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳の記録により、申立期間のうち昭和 62 年 8 月から 63 年 1 月までの国民年金保険料の納付が確認されたことから、申立人に係る納付記録について、行政側における記録管理の不備が認められる

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適正に行っているなど、年金制度への理解が深く、納付意識も高い上、前述のとおり、行政側における申立人に係る記録管理の不備が認められることを考え合わせると、申立人が昭和 63 年 2 月の国民年金保険料のみを未納としていたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から4年1月まで

私は、申立期間当時に勤務していたA事業所の試用期間が3か月間であったため、あらかじめ厚生年金保険に入っていないことが分かっていたので、未納期間となっている申立期間である3か月間の国民年金保険料を、仕事が一段落したころ、B市役所に行って自分で納付した。

納付書は持っていなかったが、市役所本庁舎1階の正面玄関から入って右側にあった年金課の窓口において、3か月分の国民年金保険料を現金数万円で一括納付し、領収書を受け取った。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き未納は無い上、国民年金と厚生年金保険の切替手続や被保険者資格の種別変更手続も適正に行っていることから、年金制度への理解は深く、国民年金保険料の納付意識も高いものと考えられる。

また、申立期間当時の国民年金保険料の徴収方法等について、B市は、「申立期間当時、年金課の窓口は市役所本庁舎1階右奥に位置していた。」、「納付書を持参している被保険者に対しては庁舎内にある銀行の窓口で納付するよう案内していたが、納付書を所持していない被保険者については、年金課の窓口で国民年金保険料を預かり受領書を発行していた。」としており、申立内容とも合致し、申立内容の全体を通じて申立人の主張に矛盾はみられない。

さらに、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録では、異動先であるB社の資格取得日は昭和49年4月1日となっているものの、A社の資格喪失日が同年3月31日となっているため、申立期間が欠落（昭和49年3月の被保険者期間1月が欠落）している。

しかし、私は、A社には昭和49年3月31日まで勤務し、同日の夜にB社が所在するCに向かい、翌4月1日から同社に勤務した。

したがって、転籍による勤務事業所の変更はあったが、勤務は継続していることから、厚生年金保険の被保険者期間が申立期間において欠落しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和49年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額及び社会保険庁の申立期間前後の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元

役員は「給与から保険料を控除した場合、帳簿上預り金として残っているので、納付を忘れることはない。さらに、昭和49年3月の時期は、D社が資本参加していたため、外部の公認会計士等による会計監査が定期的に行われており、会計処理は適切、かつ正確に処理されていた。したがって、給与から控除した預り金は、適切かつ正確に納入されていたと確信している。」と回答しているが、これを確認できる関連資料等はなく、申立人と同様に異動したとみられる被保険者5人については、いずれもA社における資格喪失日が昭和49年3月31日、B社における資格取得日が同年4月1日となっており、被保険者期間の欠落が生じていることから、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いため、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和26年8月20日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正するとともに、申立人の同社B支店における資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月20日から27年4月1日まで

A社(現在のC社)における私の在職期間は、同社が発行した在職証明証のとおり、昭和26年8月20日から平成2年6月30日までであり、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間から欠落していることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社から提出のあった回答書及び人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和26年8月20日に入社し、同日付けで同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社(本店)に係る昭和26年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時、納入告知書と源泉控除した保険料総額を照合し、一致しない場合には、社会保険事務所に問い合わせるといった事務手順を踏んでいたことから、納付したと思われるとしている。しかし、これを確認できる関連資

料等は無く、社会保険事務所が保管するA社（本店）及び同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、i）申立人が同社（本店）において、昭和26年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものの、同日に同資格を喪失した記録があり、当該被保険者資格得喪日である同年10月1日は、申立人が申立期間に勤務していた同社B支店が社会保険の適用事業所となった新規適用年月日と一致すること、ii）同年10月1日に同社（本店）において厚生年金保険の被保険者資格を喪失すると同時に、同社B支店において同資格を取得した被保険者に対しては健康保険の整理番号1番から11番までが付与された後、27年4月以降に同資格を取得した被保険者には12番以降の同番号が付与されているが、申立人に対して付与された同番号は13番となっていることから、事業主が同社（本社）における資格取得日及び喪失日を昭和26年10月1日、同社B支店における資格取得日を27年4月1日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る26年8月分から27年3月分の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和30年7月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月16日から同年8月3日まで

私は、昭和30年5月に大学を卒業してA社（現在のC社）に就職した。最初の勤務地はD市Eの本店だった。当時100人就職試験を受け、そのうち、就職できたのは私を含めて5人だけだった。その後、私は抜擢されてFとしてG市に所在するB支店で働くことになった。B支店では、従業員数は店長以下13人ぐらいであり、私はH係とI係を担当し、主にJだった。

私は、B支店での給与明細書は保存していないが、申立期間のみ厚生年金保険に加入していないとは考え難い。したがって、申立期間（昭和30年7月分）を厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出のあった人事記録及び申立人から提出のあった昭和30年8月1日付けのFを命ずる等の辞令書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和30年7月16日に同社K支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社B支店に係る申立期間直後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、納入告知書と源泉控除した保険料総額を照合し、一致しない場合には、社会保険事務所に問い合わせるといった事務手順を踏んでいたことから、納付したと思われるとしているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から同年12月19日まで

私が、A社（現在のC社）D支店から同社B支店に異動になった際の被保険者期間が4か月欠落しておりますが、庶務係が4か月も手続をしないという事はありません。

したがって、申立期間の厚生年金保険の加入記録について、調査をお願い致します。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和37年8月1日に同社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社B支店に係る申立期間直後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時、納入告知書と源泉控除した保険料総額を照合し、一致しない場合には、社会保険事務所に問い合わせるといった事務手順を踏んでいたことから、納付したと思われるとしているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月30日から同年11月1日まで

私は、A社（現在のC社）に昭和33年に入社以来、一度も休職及び退職せずに定年まで勤務した。その間、毎月、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

したがって、申立期間（昭和36年10月分）を厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和36年11月1日に同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社B支店に係る申立期間直前の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行

ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年8月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月15日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録では、A社（現在のC社）D支店における資格喪失日が昭和35年8月15日、同社B支店における資格取得日が同年10月1日となっており、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間から欠落している。

しかし、同社B支店への異動は、入社以来、初めての転勤であったことから、今でもはっきり憶えているが、異動した時期はお盆のころであり、同支店における資格取得日が昭和35年10月1日となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社から提出のあった人事記録、申立人の申立期間当時の鮮明な記憶から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和35年8月15日に同社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社B支店に係る申立期間直後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料は、給与計算において各人の標準報酬

月額から一律に計算しており、控除した金額と事業主負担分を合算して納付しているため、届出が行われなかった場合には、保険料を受領した社会保険事務所において不都合が発生し、当社に問い合わせがあったものと思われることから、納付したとしているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年2月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月21日から同年4月21日まで

私は、A社に昭和38年9月16日から平成15年7月15日まで勤務した。その間、半年から1年ぐらいの期間の出張でB工場に2回行ったことはあるが、ずっと継続して勤務し、休んだことは無かったにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が申立期間のみ欠落していることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書等の資料、申立人から提出のあった表彰状（昭和43年10月26日付けの勤続5年の職務に対する表彰）から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和39年2月21日に同社C工場から同社の本社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社に係る申立期間直後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を行ったと思われるとしているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

るを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和 51 年 3 月 22 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和 50 年 8 月及び同年 9 月は 8 万円、同年 10 月から 51 年 2 月までは 11 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 31 日から 51 年 4 月 30 日まで

私が勤務していた A 社について、厚生年金保険の加入記録では、被保険者資格を昭和 50 年 8 月 31 日付けで喪失となっている。

しかし、A 社には、同社の次に B 社に勤務するまでの 51 年 4 月 30 日まで勤務していたことから、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間から欠落していることには納得できない。

なお、私は、申立期間当時は、A 社の C として D の事務センターに出向しており、その後も、そのまま B 社の社員として同事務センターで同じ仕事をしていた。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、昭和 51 年 3 月 21 日まで、A 社に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、50 年 8 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録では、A 社は、昭和 51 年 4 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日以降の 51 年 5 月 13 日に、申立人を含む複数名について、50 年 10 月の定時決定が取り消されるとともに、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を 51 年 3 月 21 日から 50 年 8 月 31 日にさかのぼって訂正されており、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 50 年 8 月 31 日に資

格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である51年3月22日であると認められる。

また、標準報酬月額については、昭和50年8月及び同年9月は同年9月以前の社会保険事務所の記録から8万円、同年10月から51年2月までは同年10月の社会保険事務所の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和51年3月22日から同年4月30日までの期間については、申立人は、前述のとおり、同年3月21日にA社を離職している上、同年4月1日にB社において、雇用保険の被保険者資格を取得しているものの、同社が社会保険の適用事業所となった新規適用年月日は同年5月1日であり、それ以前の期間に同社において、厚生年金保険の被保険者となることはできず、さらに、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料等はないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 36 年 7 月から 38 年 5 月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 事業所における資格取得日に係る記録を 36 年 7 月 1 日、資格喪失日に係る記録を 38 年 6 月 1 日とし、当該期間の標準報酬月額を 1 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 38 年 12 月まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。A 事業所には、申立期間のうちの 2 年間ぐらい勤めており、仕事の内容は、活版印刷で、伝票類、納品書、請求書、領収書、B 事業所の荷札、はがき、名札などを扱っていた。証拠になるものは無いが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立期間当時、申立人が A 事業所に正社員として勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、同社に勤務し申立人と同種の業務に従事していたとされる複数の同僚は、同事業所が新規に適用事業所となった昭和 36 年 7 月 1 日から厚生年金保険の被保険者としての記録が存在し、それら同僚は「正社員はすべて厚生年金に加入していたはずだ。」と証言している。

さらに、申立人及び同僚が証言した当時の同事業所の正社員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、同事業所においては、ほぼすべての正社員が厚生年金保険に加入していたと推認できる。また、申立人の在職期間については、申立期間のうち、申立人

及び複数の同僚の証言内容から昭和 36 年 6 月から 38 年 5 月までと推認できることから、申立人は同事業所が新規に適用事業所となった 36 年 7 月から 38 年 5 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

また、申立期間のうち昭和 36 年 7 月から 38 年 5 月までの標準報酬月額については、同僚の標準報酬月額から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 7 月から 38 年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成7年4月16日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を7年4月16日に訂正することが必要である。

なお、平成6年4月から7年3月までの標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間の②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を平成13年11月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成6年4月30日から7年4月16日まで
② 平成13年8月30日から同年11月5日まで

昭和53年7月にB社C支店に入社し、同事業主が経営するA社を平成15年6月に退職するまで、両社間での異動はあったものの継続して勤務しており、給与からは厚生年金保険料が控除されていた。

申立期間の①は、A社の業績悪化をきっかけとしてB社に異動となった時期であり、申立期間の②は、B社の業績が悪化したため再びA社へ異動となった時期である。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、雇用保険の加入記録により、申立人が、平成7年4月15日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、申立人について、平成6年10月の標準報酬月額の定時決定の取消処理及び同年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が7年4月6日に行われている。

また、社会保険庁の記録では、A社の全喪の処理が、同社の全喪日である平成6年4月30日から約1年後の7年4月6日に行われている。

さらに、平成6年10月の標準報酬月額の時決定の取消処理及び同年4月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理が7年4月6日に行われている者が申立人の他に4名（内2名は代表取締役とその妻）存在しており、かつ、商業登記簿や雇用保険等の記録からも同社が申立期間において廃業していた等の事実は確認できず、6年4月30日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が、適用事業所でなくなったとする当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である7年4月16日であると認められる。

なお、平成6年4月から7年3月までの標準報酬月額については、取消処理前の6年10月の時決定の記録等から、32万円とすることが妥当である。

申立期間の②について、雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間も継続してB社に勤務していたことが確認され、申立人から提出されたD町発行の平成14年度町県民税課税台帳に記録されている13年の社会保険料の控除額から、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の②の標準報酬月額については、B社における社会保険庁の記録等から30万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立どおりの届出を行ったと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和34年8月24日から平成12年3月31日まで連続して40年余に渡り、A事業所に奉職し、退職手当もその期間が連続して計算されており、昭和36年2月の厚生年金保険料も継続して給与から天引きされていた記憶がある。

昭和36年2月28日に厚生年金保険の被保険者資格を失ったのは、当時の事務担当者のミスではないかと思われるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る「勤務記録カード」及び厚生年金保険料控除に係る事業主の回答から、申立人がA事業所に昭和34年8月24日から平成12年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年8月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおり納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。一方、事業主が資格喪失日を昭和36年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年2月28日を厚生年金保険の資格喪失

日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月まで

昭和 59 年から 60 年ごろ、私は、当時会計税理事務所に勤めていた妻から、国民年金に加入したほうがよいと言われたので、自分で社会保険事務所に手続きに行ったところ、職員が年金額を試算してくれて、空白の期間を埋めたほうが有利になると説明してくれた。

私は、昭和 61 年 3 月ごろ、手元にあった現金に信用金庫から貯金を引き出し、26 万円から 27 万円の国民年金保険料を一括して支払ったので、申立期間について同保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を一括して納付したとする昭和 61 年 3 月ごろには、国民年金への加入手続きをしなかったと述べており、社会保険事務所で管理している国民年金異動報告書によれば申立人の国民年金手帳記号番号が初めて払い出されたのは 62 年 10 月 6 日以降と推定される。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金の資格取得日は、国民年金手帳記号番号が初めて払い出された時点で昭和 57 年 8 月 1 日とされていたが、申立人は 57 年 8 月 1 日の時点で厚生年金保険の被保険者期間が 20 年以上あったため、国民年金の被保険者となることができず、62 年 11 月 17 日付けで資格取得日が 61 年 4 月 1 日と訂正されている。

さらに、申立人が主張するとおり、仮に申立期間の国民年金保険料を昭和 61 年 3 月ごろ納付していたとした場合、当該期間は未加入期間となり同保険料は還付処理が行われなければならないが、還付処理された形跡は無いことから、申立期間の同保険料が納付されていたものとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から44年3月までの期間及び44年4月から46年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年10月から44年3月まで
② 昭和44年4月から46年2月まで

申立期間の①については、母が町役場で私の国民年金への加入手続きをし、私が納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付した。もしかすると納税組合経由で納付したかもしれない。申立期間の②については、同保険料をA県B市の郵便局で納付した。

両期間とも国民年金保険料を納付していたのは間違いないので、納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、申立人は、国民年金への加入手続きを申立人の母が行い、国民年金保険料の納付を申立人自身が行っていたと主張しているが、i) 社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、国民年金手帳記号番号はA県B市において昭和46年3月17日以降に払い出されていることが確認できること、ii) 社会保険庁のオンライン記録によれば、国民年金の資格取得日は任意加入した46年3月22日であることが確認できること、iii) 申立期間の①に住所地があったC県D郡E町において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていないこと、iv) 申立人は国民年金保険料を一括して納付した記憶がないことから、国民年金保険料を納付したとは考え難い。

申立期間の②について、社会保険庁のオンライン記録によれば、当該期間、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であることが確認できることから、申立人は国民年金に任意加入した昭和46年3月22日以前にさかのぼって被保

険者資格を取得することができず、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は「母が昭和 42 年 10 月に国民年金の加入手続きをし、後に母から渡された国民年金手帳はオレンジ色だった」、「昭和 44 年 4 月から 46 年 2 月までの期間の国民年金保険料は郵便局で納付した」と述べているが、このことは当時の国民年金制度の運用と合致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から5年3月まで

私名義の郵便貯金の通帳を確認すると、平成10年3月25日に30万円を引落した記録があり、通帳の余白に「A（申立人の実名）年金代」と母の字で書いてあった。母がこの30万円で私の国民年金保険料を納付したのではないか。母の話によると、母は同保険料の納付のためにA市役所B支所に出向いたが、同支所の職員に社会保険事務所で納付するようにいわれ、そちらに行って納付したということなので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には一切関与しておらず、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の国民年金加入履歴は確認できない。

申立人が20歳になった後の平成3年4月には、学生も国民年金に強制加入することとなり、仮に10年3月に申立人に係る国民年金保険料が納付されたとすれば、3年4月に国民年金に加入し、学生納付特例に係る手続を行うこととなる。しかし、3年に社会保険事務所からA市に払い出されたおおむね1万件の国民年金手帳記号番号を精査しても、申立人が学生納付特例に係る手続を行った形跡はみられず、同記号番号も付番されていないことから、10年3月に母親が郵便貯金から引落した30万円で同保険料を追納したとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から 37 年 4 月まで
② 昭和 50 年 4 月から 53 年 4 月まで

私は、申立期間の①はA市にあった(株)B事業所に、申立期間の②はC県D市E区にあった(有)F事業所に勤務していた。しかし、両申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、(株)B事業所に勤務していた複数の同僚及び事業主の証言により、申立人は当該事業所に勤務していたと推察できる。しかし、i) 申立人は昭和 34 年 4 月から 37 年 4 月までの 37 か月間(株)B事業所に勤務していたと申立てているが、前述の複数の同僚及び事業主は申立人は短期間の勤務だった証言していること、ii) 申立人は「自分が勤務し始めた昭和 34 年 4 月ごろから約 1 年後に、実弟が自分と入れ替りに(株)B事業所に勤務した。」と主張しているが、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、実弟は 34 年 4 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認されることから、申立人が申立期間の①の期間すべてにおいて当該事業所に勤務していたとは考え難い。

また、事業主は「申立期間の①の当時は正社員になる前に必ず試用期間が 2～3 か月あり、正社員になった者についてはすべて厚生年金保険に加入させていたので、申立人は正社員になる前に辞めたと思う。」と証言している上、連絡のとれた複数の同僚も数か月間の試用期間があったと証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する(株)B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号にも欠番

は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間の②について、(有)F事業所の現事業主は、申立人の氏名を覚えているものの、勤務実態の詳細については記憶が無い上、当該事業所に当時の関連資料が残されていないことから、申立人の勤務状況については確認することができなかった。

また、申立人は申立期間の②と一緒に勤務した同僚の氏名を記憶しておらず、社会保険庁が管理するオンライン記録から申立期間の②に当該事業所に勤務していたことが確認できた者に照会しても、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の加入状況等についての情報は得られなかった。

さらに、(有)F事業所における申立人に係る雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間の①及び②の期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月から 11 年 3 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。私は、夫が経営するA事業所に平成元年7月から14年5月まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、健康保険被扶養者異動確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の写しから、同社が申立人について、平成10年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に夫の被扶養者となった旨の届出を行い、その後、11年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行ったことが確認できる。

また、申立人が平成11年1月に治療を受けた診療所が保管する申立人の健康保険被保険者証の写しから、申立期間当時、申立人が夫の被扶養者であったことが認められる。

さらに、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間直後の平成11年4月1日に初めて、A事業所において雇用保険の被保険者となったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。